



第5章

推進体制

第5章 推進体制

第1節 計画の推進に係る各組織の役割

この計画を推進するに当たっては、すべての住民が障害と障害者に対する理解を深め、社会的意識を高めていくとともに、行政はもとより、障害者、家庭、地域社会、学校、団体、企業などが、それぞれの役割を果たしながら互いに連携・協力し、施策の展開をします。

1 地域社会

地域における多様な人々との交流を通じ、障害者が参加できる行事や地域活動の機会を設けるとともに、近隣が互いに助けあう地域づくりを進めるなど、障害者やその家庭を地域全体で支援します。

2 学校

障害児一人ひとりの個性を伸ばし、社会的な自立や社会参加を促進するために、障害の特性や程度に応じたきめ細かな指導を通して、持てる力を最大限に発揮できるような適切な教育を推進します。

また、障害のない児童・生徒が、障害のある児童・生徒に対して正しく理解し、障害に対する認識を深めるために、互いに思いやれる豊かな心の育成を図ります。さらに、交流教育や福祉教育を拡充し、障害に対する意識面でのバリアフリーに努めます。

3 団体

障害者関係団体は、障害者やその家庭の福祉の向上を目指し、自立した自主的な運営ができるように努めるとともに、地域住民の理解を一層深めるための働きかけを推進します。

4 企業

障害者が安定した生活を営むためには、適性と能力に応じて、障害のない人と共に生きがいを持って働けるような職場が望まれています。企業自らが地域社会の構成員であるという自覚のもとに地域に貢献していくことが、今後の大切な役割の一つです。

5 行政

行政の役割は、住民の総合的な福祉の向上を目指して、広範にわたる障害者施策を総合的かつ、一体的に推進することです。

そのためには、各組織の役割を踏まえながら、行財政の効率的な運営と執行体制の整備を図るとともに、障害者や障害者を支える家族などのニーズを的確に把握し、各組織の特性に応じたきめ細かな施策を推進します。

そして、施策の展開に当たっては、障害者のまちづくりへの参画機会を拡充しながら、必要な情報を的確に提供し事業運営に努めます。



第2節 計画の達成状況の点検及び評価

本計画は、関係者及び関係機関が目標等を共有し、その達成に向けて連携するとともに、その進捗状況を確認しながら工夫・改善を重ね、着実に取り組みを進めていくことが必要になります。

目標を実現するための指標の達成に向けて、関係各課等に事業の実施状況を照会し、施策の進捗状況を把握します。また、本計画の前期実施計画と位置づけている「第6期大泉町障害福祉計画」及び「第2期大泉町障害児福祉計画」の成果指標や活動指標の達成状況について、利用者や事業者の視点を十分に踏まえて分析、評価を行います。さらに、障害者の保護者の代表者や有識者等で構成する「大泉町障害者基本計画等策定委員会」において点検評価を行い、必要に応じ施策内容の改善・見直しを実施します。

また、各事業の「PDCA(Plan:計画、Do:実行、Check:確認・評価、Action:改善)サイクル」に基づき、計画の評価・改善を行っていきます。



